

平成18年9月14日（木）

日程第46 議案第9号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田順康君）日程第46 議案第9号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第10号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第47 議案第10号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、総務委員会に付託いたします。

日程第48 議案第11号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第48 議案第11号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。集会所設置管理条例の一部改正ということがありますけれども、この改正理由等について説明を求めます。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

今現在、応其集会所、旧の老朽化した施設がございます。雨漏り、それから狭隘、狭い、

非常に使いにくいということの中で、現在、新たに建て替えを行いまして、別の場所へ集会所を建て替えをしたということでございます。

○議長（上田順康君）23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）資料といいますか、そういう意味で、どの程度の予算で建て替えられたのか、いつ頃完成をしたのかお尋ねします。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、全体の敷地面積は約592㎡、木造平家建て、建築面積128.26㎡、延べ床面積127.53㎡ということで、金額にしまして、設計委託料も入れまして工事費ともで1,800万円。ということで、旧高野口町時代からの債務負担を打っておりまして、今年、最近完成したという状況でございます。

以上です。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっておりまして議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第49 議案第12号 橋本市 国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

○議長（上田順康君）日程第49 議案第12号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）今回の国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国のほうで6月に医療法の、私は改悪だと思うんですけども、それに伴うものであると理解しています。現役並み所得の70歳以上の高齢者の窓口負担が2割から3割に引き上げられるわけですが、まあ言うたら、医療費そのものは同じで、本人の負担が2割から3割に引き上がると。結局、窓口負担を増やすことによって受診回数を減らすというか、受診を控えるようにして、医療費全体を下げようという目的があると思うんですけども、実際に、今までも何度かこういう窓口負担の引き上げが高齢者だけでなく、いろいろな形で行われているわけですが、一つにはこの対象になる方が橋本市で何人いらっしゃるのかということと、このことによって橋本市の国民健康保険会計がどのように変わっていくというふうに予想されているのか、この2点をお尋ねします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）人数ですけれども、現役並み所得のある方につきましては9月まで2割負担だったんですけど、これが3割になると。3割の対象者が141人です。それと、1割対象につきましては1,937人になります。

それと、どう変わっていくかということなんですけれども、これにつきましては阪本議員がおっしゃるように、医療費の医療制度の状況を放置しておけば保険制度が成り立たんということで、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市につきましても保険条例を改正するものでございます。法律の改正に伴うということで、高齢者には負担がますます厳しくなるという認識は持っておるんですけれども、特に、だからといって、本市が独自の施策を展開できるという状況でもございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）当面で言えば、窓口負担が2割から3割に増えるということは、今まで8割、国とか市とかが負担していた分が7割になるというか、1割減るということにつながると思うんですけれども、それは当面のことで、後々で言えば、受診料抑制の結果、結局は重くなってからかかることによって、重症化によって医療費が結局は増えていくことになるのではないかなと思うんです。早期発見、早期治療で健康づくりというのが医療費を抑制する、長い目で見れば一番いい方法ではないかなというように思うんですけれども、この市の負担が少しでも、さっき言ったのはこの国民健康保険会計にどういう影響を及ぼすのかということでお尋ねしたんですが、後々、本当に受診抑制されて国民健康保険の会計が少なくなるというふうに予想されているのか、当面、お金の関係で今年度どうな

るのか、これから先どうなると予想されているのかということをお尋ねしたんです。まあ言うたら、それで余裕ができた分で還元できないかなというふうに思ったわけです。国民健康保険会計の予想についてお願いいたします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）見直しについては、そこまで全国的な課題でありますので、踏み込んだ答弁はちょっと難しいんですけれども、要は今回の改正は医療費の適正化を図るものでございます。そのために、保険給付の見直しで一部負担金を現役並みの所得のある方について、70歳から75歳の方なんですけれども、患者負担を所得に応じた割合で負担していただこうと。所得に応じたというよりも、負担できる状態の方については2割から3割負担をしていただこうということで見直しされたものでございます。老人保健法の規定によります医療を受けることができる方は除かれまして、あくまで所得に見合った患者負担をしてもらうという意味なので、どういう影響があるかって、負担になることは確かだと思うんですけれども、ただ全体の医療制度を支えるという観点からいけば、いたし方ないのかなと思っております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○22番（阪本久代君）国民健康保険会計に対する影響を聞いたんです。

（「プラスになるのかマイナスになるのか聞いてるんや、国保会計」と呼ぶ者あり）

○22番（阪本久代君）質問は、橋本市の国民健康保険会計に対する影響をお尋ねしたんです。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）自己負担がやはり増えるわけですから、会計のほうはやや

削減できると思います。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）国民健康保険の条例が変わるということで、第6条の第1項というのは30万円から35万円についての確認の意味でちょっとお聞きしたいんですが、橋本市も今30万円で、今まででしたら出産してからこれを受け取ったんですけども、母子手帳ができた段階でというか、8割支給されますよね。申請があった場合。そのときに、予算化されている件数がありましたよね。35万円になったときに、同じ措置を受けられるのか。また、それに見合った人数分でプラスアルファで見られるのか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の改正で30万円から35万円に引き上げられたわけですけども、あらかじめ申請によりまして支給できる分については以前と同じでさわっておりません。ただ、利用実績が少ないのが実情です。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）いけるというふうに解釈しているんですけども、ただ35万円と上がるわけで、今までみたいに、当然余裕のある方でしたら出産してから支給を受けられるのかもわからへんけど、35万円になると、どうしても出産までの間のいろんな費用を見越したら、24万円から28万円になるんですよね。約30万円近いのをそっくりそのまま受け取ることができるので、前年度の比較対照がされておりますけれども、そこら辺、前倒してくださいというように言われる方も、やっぱり増える可能性もあります。そうした場合、予算組みをされて何人分というて最初から決められていますよね。それを超えたらだめですよということを言われると困るので、

そこら辺の話をちょっと聞いておきたいんです。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと今、18年度の当初予算の資料を持っていないのでわかりませんが、決算の数字は出ておりますけれども、ただ、今回高野口町と合併しておりますので、その分も増えるであろうという予算組みをしています。ですから、申し出にいられても、十分対応できると認識しております。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君) 起立多数であります。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。